

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
令和5年4月1日施行分に関する質問		
家族等からの除外に関して	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&A」の間1-5に関して、虐待は医療機関より区市町村の現場で把握することが多いが、医療機関はその情報を元に、虐待の確認とすることは可能でしょうか？	ご認識のとおりです。ただし、医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があることに留意してください。
家族等からの除外に関して	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて」の間1-8において、「現在、当該家族等から虐待が行われていないと認めるに足りる相当の事情がある場合を除き、『家族等』から除外することが適当」とあるが、「相当の事情」として、具体的にどのようなことが想定されるか。	虐待通報がされた家族等について、医療保護入院時等においては、当該患者への虐待の疑いがなく、当該患者との良好な関係性が認められると精神科病院が判断している場合等を想定しています。
家族等からの除外に関して	権利擁護業務において、虐待対応の際に被虐待者の状態から鑑みて精神科病院への入院を進める場合がある。この場合には虐待者が医療保護入院同意者になれないことになると被虐待者の治療に遅れが生じるとされる。虐待者以外に家族等がない場合には市町村長同意が認められるが、虐待者以外にも家族がいる場合であっても、長期にわたって絶縁状態の場合、虐待者がその家族に連絡をとることでかえって支援者と当事者らの関係性が悪化してしまうケースもある。このような場合、養護者支援の大きな壁となってしまう。今回の法改正（主に医療保護入院について）で被虐待者にとってどのような利点があり、どのような課題が想定されるのか、お示し頂きたい。	法改正以前は、被虐待者に医療保護入院が必要な際には、家族等がいる場合には、当該家族等が虐待を行っていたとしても、法令上、市町村長同意とすることはできませんでしたが、令和5年度から、虐待者は家族等から除く取扱いとなりました。令和6年度以降は、虐待者以外の家族等が絶縁状態にあり、当該家族等が本人との関わりを拒否する場合等については、同意又は不同意の意思表示を行わない者として扱うことができるようになります。医療が必要な者を把握している場合には、精神科病院とも協力の上、まずは任意入院が行われるように努めていただくとともに、医療保護入院が必要な場合には、適切に同意が行われるようお願いいたします。
令和6年4月1日施行分に関する質問		
医療保護入院に関して (入院期間)	法33条第3項の特定医師の診察による医療保護入院をした場合の入院期間について、様式10「医療保護入院者の入院届」の「記載上の留意事項」の3に、「今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。」とある。この「家族等の同意により入院した日」とは、特定医師の診察で入院した日か、精神保健指定医の診察で入院した日か。 例) 4月15日夜に特定医師の診察で入院、12時間以内の翌朝4月16日に精神保健福祉指定医の診察で入院継続した者の場合、入院期間の上限は、4月15日から3月後の7月15日か、4月16日から3月後の7月16日か。	これまでの取扱いと同様、特定医師の診察で医療保護入院を開始し、その後に精神保健指定医の診察に基づく医療保護入院となった場合、医療保護入院の期間としての起算日は特定医師の診察による入院時が適当です。そのため、上記の場合、様式10の「家族等の同意により入院した年月日」及び「今回の入院年月日」の欄は、特定医師の診察で医療保護入院を開始した年月日を記載することとなり、「今回の医療保護入院の入院期間」は、特定医師の診察で医療保護入院をした年月日から3月以内の年月日を記載することとなります。お示しの例であれば、4月15日から3月後の7月15日を記載いただくこととなります。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (入院期間)	経過措置に関して、現在、医療保護入院中の者は、令和6年10月以降、「入院日の属する月」に応じて、期限までに順次入院期間の更新を行うこととされているが、この「入院日の属する月」の「入院日」は医療保護入院日か。または、他の入院形態も含む入院日か。	施行日時点入院者における「入院日が属する月」の「入院日」は、医療保護入院日となります。
医療保護入院に関して (入院期間)	入院期間の考え方は、民法第140条、141条、143条に基づいてよろしいか。 ※月の初めから期間を起算しない期間の満了日は、最後の週、月又は年における起算日の応当日の前日。ただし、月によって期間を定めた場合に、最後の月に応当日がない時は、その月の末日が満了日。	ご認識のとおりです。なお、入院開始時は初日不算入となります。起算日については、「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」問3-1に例示していますのでご確認ください。 例) 入院日：令和6年4月7日 →入院期間の上限（3か月以内）：令和6年7月7日まで →入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3か月以内）：令和6年10月7日まで →更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6か月以内）：令和7年4月7日まで
医療保護入院に関して (入院期間)	更新後の入院期間について、直近の入院期間の満了日から6月または3月更新されると解釈してよろしいか。 例えば、令和6年4月5日に入院し、令和6年7月1日に家族等の同意を得た場合、更新後の入院期間は令和6年7月6日から令和6年10月5日までとなるのか。それとも、家族等の同意を得た令和6年7月1日から令和6年10月1日までとなるのか。	更新後の入院期間については、直近の入院期間の満了日から6月以内または3月以内で必要な期間を定めることとなります。 例示いただいたケースでは、更新後の入院期間は、最長で令和6年10月5日までとなります。
医療保護入院に関して (意思表示)	医療保護入院に際して、家族等が「同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合」（法第33条第2項）に該当するかを判断するにあたり、病院は、入院期間の更新時と同様に、期限を定めて家族等に入院の同意に係る通知を行う必要があるか。	医療保護入院の手続においては、通常、入院手続きの際に家族等へ十分な説明の上で同意を求めると考えられるため、期限を定めて入院の同意に係る通知を行うことは法令上求められていません。 なお、同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合について、同意又は不同意の意思表示を行わないとの意思を明確に表示していること等が必要です。「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の問3-3をご参照ください。
医療保護入院に関して (意思表示)	市町村長の同意による医療保護入院について、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合、病院の調査による情報をもとに同意を行うのか。それとも市町村として家族等の意思を直接確認する必要があるのか。	基本的には病院が把握した情報に基づき事務を実施してたくものと考えますが、当該情報が不明瞭である等疑義がある場合等については、適切に市町村長同意事務が行われるよう、必要に応じ、市町村から家族等に対する確認をしていただく等の対応をお願いします。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (意思表示)	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-2について、「同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合」とは、精神保健福祉法第33条第8項の通知を家族等に送付して、2週間以内に回答を求める通知に限らず、間3-4に記載された、同法第33条第8項に基づく通知の前に、「同意若しくは不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること」を含むのか。	含まれます。 法第33条第8項の通知を発する前に、精神科病院が、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていることを把握している場合は、市町村長同意の依頼をすることができます。
医療保護入院に関して (意思表示)	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-4について、「同意若しくは不同意の意思表示を行わない旨の意思表示」の方法は、「精神保健及び障害者福祉に関する法律第三十三条第項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」別添の三「同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示」と同義と解せられるが、必ずしも文書の必要はなく、電話等の口頭でもよいのか。	ご認識のとおりです。
医療保護入院に関して (意思表示)	家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱いについて、家族等の同意・不同意の意思表示を行わないことを明示していることが必要となっていますが、具体的にどのような状態で明示していると判断すればよいのか。	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-3をご参照ください。
医療保護入院に関して (更新手続)	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-11に関して、更新の同意を求める通知を送付する際に、「通知を発した日から2週間を経過した日を記載する」とこととされているが、この期限日が土日祝日に該当し、病院の休診日となる場合の期限日の取り扱いはいかがか。(翌開院日とするのか)	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-11であるとおり、期限は通知を発出した日から2週間を経過した日となり、これは土日祝日も含まれます。
医療保護入院に関して (更新手続)	更新に係る退院支援委員会及び精神保健指定医診察は、入院期間満了日の1ヶ月前から可能となっているが、退院支援委員会と精神保健指定医診察の順序に定めはあるか。	R6年4月以降の医療保護入院者については、特に定めはありません。 ただし、施行日時点入院者については、まずは、一部改正法附則第12条第1項において、引き続き医療保護入院が必要かどうかについて精神保健指定医に診察させなければならないこととされており、同条第2項において、当該診察の結果、なお医療保護入院が必要とされた者については、精神科病院の管理者は、法第33条第6項(第1号を除く。)から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができるとされています。これらの手続きを、公布等通知(令和5年11月27日障発1127第1号)に明示していますので、記載どおり手続をお願いします。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (更新手続)	医療保護入院者退院支援委員会の審議結果について、通知本文中には、本人並びに委員会に出席した3⑥及び⑦に対して審議記録の写しを通知するよう記載されているが、別添様式1の4に「ただし、要請を行った場合でも、都合がつかない等の事情により出席できない場合もあります。出席できなかった方には、審議後にその結果をお知らせします、」と記載されている。通知本文中の出席した3⑥及び⑦に、『要請したが出席できなかった人』も含まれるということか。	「要請したが出席できなかった人」に通知する必要はなく、別添様式1の4に誤りがあったため、修正しました。
医療保護入院に関して (更新手続)	医療保護入院の更新要件の一つである退院支援委員会について、入院患者が精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であっても、更新するために入院期間の更新前ごとに退院支援委員会を必ず開催しなければならないか。	ご認識のとおりです。
医療保護入院に関して (更新手続)	みなし同意により更新をする場合、入院期間の1か月前から2週間前までに更新の同意を求めることとされているが、電話で意向確認ができ、同意を得た場合は、同意日は入院期間満了日とするのか、それとも実際に同意が得られた日付とするのか。	実際に同意が得られた日付としてください。 なお、同意が得られた日付けにかかわらず、入院期間の更新は、当該入院期間満了日後にされるものであることに留意ください。
医療保護入院に関して (更新手続)	みなし同意を適用しない場合、医療保護入院に関する入院期間更新届の「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合はその旨等」欄は空欄でよいか。	ご認識のとおりです。
医療保護入院に関して (更新手続)	医療保護入院の入院期間の更新に際して、みなし同意の条件となる、家族等との定期的な連絡の手段について、「対面や電話等」とあるが、例えば、家族等が高齢で来所・電話でのやりとりが困難であるため、病院側からは文書のみで家族等に必要な情報提供を行っている場合もこれに含まれるか。	病院側からの一方方向性のお知らせは、家族等との定期的な連絡に含まれません。
医療保護入院に関して (更新手続)	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-13について、「入院手続きの付き添い、患者と家族等との面会等、患者の家族などが来院している場合は、基本的に、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されていること等から、家族等との連絡が行われている場合を含むことができます。」とあるが、これは病院職員が来院した家族等と必ずしも直接やりとりをしなくてもかまわないと考えてよいか。例えば下記の場合はどうか。 ・家族等が患者と面会はするが、病院職員とやりとりをしない場合。 ・家族等が来院し、洗濯物の受け渡しや、受付での医療費の支払いは行うが、患者や病院職員（医師、看護師、退院後生活環境相談員等患者の直接支援を行う者）等とやりとりをしない場合。	「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & A」の間3-13のとおり、「患者の家族などが来院されていて、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されている」と判断できるのであれば、対象となります。個別事案については、適切にご判断いただきますようお願いいたします。
医療保護入院に関して (更新手続)	入院期間の更新について家族等の同意を得たものとみなすことが適当でない場合として、精神科病院の職員と家族等が対面や電話で連絡を取れている状態が例示されているが、メールや封書等の書面でのやり取りについては連絡が取れている場合に含まれるか。	メールや封書等の書面で家族等と双方向性のやり取りがある場合は、定期的な連絡が取れているものに該当するものと考えますが、病院側からの一方方向性のお知らせは家族等との定期的な連絡に含まれないことに留意してください。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (更新手続)	<p>みなし同意について、以下のような場合、どのように対応すればよろしいか。</p> <p>1月1日 更新の同意に関する意向確認をメールで家族に投げかける(翌日、書面を発送して通知)</p> <p>1月15日 家族からの返信なし→みなし同意成立</p> <p>1月18日 (医療保護入院満了日)</p> <p>午前 更新届を提出、更新手続き完了</p> <p>夕方 家族から「医療保護入院に同意しない」と申し出を受ける。</p>	<p>法律上は、厚生労働省令で定める日までに家族等のいずれの者からも不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たものとみなすことができますが、当該日以後、家族等から不同意の意思表示があり、当該家族等の意向を踏まえ退院させること等を妨げるものではありません。</p> <p>なお、更新届は、医療保護入院の入院期間満了日の翌日を起算日として、10日以内に届けるものであることに留意してください。</p>
医療保護入院に関して (更新手続)	<p>省令第15条の10第1項第4号に係るみなし同意を行うか、市町村長同意を行うかの選択は、病院管理者の任意の判断によるものなのか。</p>	<p>規則第15条の10第1項の規定は、更新の同意を求める家族等に対する通知に記載すべき事項を規定したものであって、市町村長同意は関係ありません。家族等がいる場合であって、市町村長同意ができるのは、当該家族等がその意思表示をできない場合又は同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合に限られます。</p>
医療保護入院に関して (更新手続)	<p>「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&A」の問3-7について、それ以外の家族等に更新を求めても返事がない場合は、みなし同意として取り扱えないが、その者以外に家族等がない場合は、市町村長同意が可能なのか。</p>	<p>医療保護入院又は前回の更新に同意した家族等が「行方の知れない者」に該当する等その意思表示を行うことができない場合において、それ以外の家族等がないときは、市町村長への同意の依頼が可能です。</p> <p>それ以外の家族等がいることが把握できており、当該家族等が意思表示を行うことができる場合には、原則として市町村長同意を行うことはできません。(ただし、当該家族等が同意又は不同意のいずれの意思表示も行わないことを表明している場合は、市町村長同意を行うことができます。)</p> <p>また、「それ以外の家族等に更新を求めても返事がない場合」かどうかにかかわらず、直近の同意者以外の家族等から同意を得ようとするときは、みなし同意の対象にはなりません。</p>
医療保護入院に関して (更新手続)	<p>「更新をしたときは10日以内に(中略)届け出なければならない」とあるが、この提出期限に関する起算日は、入院期間満了日の翌日ということでしょうか。</p> <p>例えば、入院期間満了日が10月31日の医療保護入院者については、更新届の提出期限に関する起算日が11月1日であるため、提出期限日が11月10日となるものであり、10月上旬～中旬に退院支援委員会、精神保健指定医診察、家族等からの同意の手続きが完了した場合であっても、更新届を受理するのは、11月1日以降であり、10月中旬に受理はできないと考えてよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (更新手続)	公布等通知(障発1127第1号)について、医療保護入院者の入院期間を更新したときには、10日以内に届けなければならないとある。10日以内の基準となる日(更新した日)は、家族等が同意した日又はみなし同意となった日となるか。様式15「医療保護者の入院期間更新届」には、家族等の同意した日を記載する箇所がないが、同意書にて確認することになるか。	前回の入院の入院期間満了日の翌日を起算日として、10日以内に届出してください。
医療保護入院に関して (更新手続)	更新届については「更新をしたときは、10日以内に」届け出なければならないとされているが、「更新をしたとき」とは具体的にどの時点を指すのか。 また、継続入院において考え方が異なる場合は、合わせてご教授ください。	更新届は、入院期間満了日の翌日を起算日として、10日以内に届け出る必要があります。また、施行日時点入院者については、精神科病院において継続入院させることとした日の翌日を起算日として、継続入院に係る届出は、10日以内に届け出る必要があります。
医療保護入院に関して (更新手続)	市町村長同意した医療保護入院者が、入院後、他市へ転出した場合の取扱いについてお示しいただきたい。今後、市町村長として更新の際に不同意を示したうえで、精神科病院に対して、現在の住所地への同意を依頼してもよいか。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」(昭和63年6月22日健医発第743号)の「二 入院又は入院期間の更新の同意を行う市町村長」の(一)においては、「本人の居住地を所管する市町村長とすること。居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。」としておりますので、転出後の居住地を所管する市町村長に同意を依頼するよう、精神科病院に説明してください。
医療保護入院に関して (継続入院)	施行日時点入院者について、表の定める期限「まで」に指定医診察等の手続を行うこととされているが、これは表に定める期限が実質的に「入院期間満了日(継続入院日)」と設定されているということであり、4月・10月の施行日時点入院者の更新(継続入院)届を、11月1日～11月10日に受理することと想定してよいか。同様に、5月・11月入院者の退院支援委員会・指定医診察は11月1日以降に行い、更新届は12月1日～12月10日に提出するものと想定してよいか。 そうであれば、4月・10月入院者について、病院の判断により、表の定める期限より早期に届出を提出することはできないと考えてよいか。 (例：10月1日～10月20日の間に退院支援委員会・指定医診察・家族等同意の手続を行った上で、10月20日を入院期間満了日と設定し、10月21日～10月30日を更新(継続入院)届を提出する等。)	病院の判断で、表に定める期限前を「継続入院日」とすることは可能です。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (継続入院)	施行日時点入院者の入院期間について、直前の退院支援委員会において推定される入院期間が別表に定める期限よりも前の時点とされた場合でも、継続入院の手続きの期限は別表に定める通りでよいのか。	ご認識のとおりです。
医療保護入院に関して (継続入院)	施行日時点入院者の入院期間の更新に係る経過措置について、経過措置の対象となった更新の次の更新は、6か月後でよろしいか。例えば、医療保護入院した日の属する月が5月又は11月の場合で令和6年11月に更新した場合、次の更新期限は、6か月後の令和7年5月末か。	ご認識のとおりです。
医療保護入院に関して (更新手続)	従前、退院支援委員会は1年以上入院をしている者について、任意であったが、継続入院とする場合、委員会の開催は必須なのか。	一部改正法附則第12条第2項において、法第33条第6項(第1号を除く。)から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができるとされているため、公布等通知(令和5年11月27日障発1127第1号)の記載どおり、退院支援委員会の開催は必要です。
医療保護入院に関して (継続入院)	公布等通知(障発1127第1号)において、施行日時点入院者について、継続入院させることとした場合は、家族等に対して、書面で告知することとされているが、令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間を更新する場合には、その家族等に対しては、書面で告知する必要はないか。 また、継続入院の場合は、2回目以降の継続についても書面での告知が必要となるのか。	改正後の法第33条の3をご確認ください。書面告知は必要です。なお、施行日時点入院者が継続入院を行った後、当該入院期間を更新する場合、法第33条第6項の規定による更新手続を行う必要があることにご留意ください。
医療保護入院に関して (継続入院)	施行日時点入院者に関して、すでに開催された退院支援委員会において、推定される入院期間がR6.10以降の者の入院を継続させる場合、その終期に関わらず、その者が入院した入院日の属する月によって定められた期限までに、精神保健指定医の診察を行えばよいということか。または、退院支援委員会において定められた期限が先にくる場合はその時期までに指定医の診察を行うということか。 例えば、入院した月が3月で、推定される入院期間がR6.11.30の場合、R7.3.31までに診察をすれば、継続入院ができるのか。それとも、医療保護入院で定められた推定される入院期間に従い、R6.11.30までの期間までに精神保健指定医の診察を行うのか。	公布等通知(令和5年11月27日障発1127第1号)第二の一の1の(4)の記載のとおり、その者が入院した入院日の属する月によって定められた期限までに、指定医の診察を行う必要があります。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
医療保護入院に関して (継続入院)	施行日時時点入院者は入院診療計画書又は医療保護入院者定期病状報告書で設定された推定入院期間が令和6年4月～9月に経過する場合は、退院支援委員会を開催すれば継続入院可とされているが、退院支援委員会が適切に行われているかどうかは必要に応じて都道府県の実地指導等で確認を行うこととしてよいのか。または、別途、精神医療審査会に退院支援委員会審議記録提出するなど、適切に開催されているのか確認・対応が必要か。	必要に応じ、都道府県の実地指導の範囲で確認を行ってください。
医療保護入院に関して (その他)	令和4年度全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター所長会議の厚労省障害保健福祉部精神・障害保健課作成資料「精神医療保健福祉の動向について」について、8頁「令和4年精神保健福祉法改正後の精神医療審査会における審査について(R.6.4.1以降の審査)」の(※2)に「全体的な審査量が増えることも想定されるため、審査体制の確保のための措置も検討中。」と記載されているが、審査体制の確保のための措置は実施されるのか。実施される場合、どのようなものか。	審査会に審査いただく入院届等の様式について、項目精査し簡素化することで、審査の負担軽減を図る等の対応をしておりますが、今後の運用も踏まえつつ、負担軽減策については検討を進めていきます。
医療保護入院に関して (その他)	任意入院について、改正精神保健福祉法第38条の2第2項に、県知事は、条例に定めるところにより、病院管理者に対し、任意入院者の症状等について報告を求めると規定されているので、条例に定めがなければ、様式7「定期病状報告書」等の報告を求めることがなく、法第38条の3第5項による精神医療審査会の審査対象にならないということでしょうか。	今回の法改正部分ではありませんので、従前のとおりご対応ください。
措置入院に関して	措置入院の定期病状報告について、様式等が改変されるが、令和5年度まで使用する旧様式からの変更された箇所にも二重線を引く等の補正を行うことにより、当該旧様式を令和6年度以降にも使用することは可能か。	様式については、改正により記載事項に多くの変更が生じていることから、すでに通知でお示ししている新様式を使用してください。
措置入院に関して	今回様式の新旧対照表が示されていないが、改正内容の見逃しの不安もあるため、ご提示いただきたい。	旧様式の転用等により誤りが生じないように、今回お示しする新様式を活用していただきたいと考えており、旧通知並びに旧様式については廃止となりますので、新旧はございません。
措置入院に関して	「措置入院の決定のお知らせ」の様式に関して、「4退院後生活環境相談員の選任」、「5介護保険や障害福祉のサービスの利用」及び「7虐待の通告窓口」について、お知らせ内への記載は必須か。措置入院時にご本人が混乱されている場合等には、退院後の生活やサービス利用、虐待の通告窓口について説明されても、混乱させるのではないかと危惧しているところ、措置入院の決定時以外に別途お知らせする等、他の方法はないのか。	ご照会の4、5及び7について、お知らせ内の記載は法的義務ではありませんが、可能な限り様式に沿ってご対応いただくようお願いいたします。ただし、個別のケースにおける4、5及び7を通知するタイミングについては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。
措置入院に関して	措置入院時の必要性に関する審査の際に提出が義務付けられる措置入院決定報告書については、精神医療審査会への提出期限は設けられていないのか。	可能な限り速やかに、都道府県から精神医療審査会に書類を提出してください。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
措置入院に関して	措置入院時における入院必要性に係る審査について、病院管理者は、様式22「措置入院決定報告書」をいつまでに都道府県に提出し、審査会はいつまでに審査する必要があるか。	様式22「措置入院決定報告書」は各都道府県等から審査会へ提出いただくものです。その際は、可能な限り速やかに、審査会に書類を送付をしていただくようお願いします。
措置入院に関して	措置入院時の審査について、措置権者である都道府県が「措置入院決定報告書」と「措置入院に関する診断書」を精神医療審査会へ提出するが、審査の結果、「措置入院に関する診断書」について疑義等の照会・返戻が必要になった場合は、措置診察を行った精神保健指定医ではなく、当該都道府県へ照会・返戻を行い、当該都道府県が当該精神保健指定医に確認・訂正等を求めることとなるか。	ご認識のとおりです。
措置入院に関して	措置入院の必要性に関する審査の結果、精神医療審査会より返戻があった場合、事務手続きはどのように行ったらよいか。都道府県の精神保健福祉主管部局への返戻でよいか。	ご認識のとおりです。
措置入院に関して	精神医療審査会の委員より、審査基準がわからないとの意見があるが、今後通知等でさらなる詳細を示される予定はあるか。または、「措置入院の運用に関するガイドライン」や都道府県ごとの要綱等に照らしつつ審査いただくことになるのでしょうか。	既にお示しした通知以外に、審査基準に関して特段示す予定はございません。様式22「措置入院決定報告書」を用いて、措置入院における手続きが適切かどうか、精神医療審査会で審査いただくこととなります。
措置入院に関して	措置入院に関する精神医療審査会の審査の結果、入院の必要性がないとされた場合、当該結果を受けて、必要に応じて都道府県知事は措置の解除をするもの（措置の取消しではない）と解してよろしいか	ご認識のとおりです。
措置入院に関して	審査会で入院形態の変更が妥当となった場合、措置解除か、行政処分を取り消しか。	措置解除を行ってください。
措置入院に関して	措置入院時の必要性に関する審査について、審査会が「入院時、措置入院の必要性がなかった」と判断した場合、行政処分が不適切であったとの意味合いにとれるが、都道府県知事は、措置入院者本人や、措置診察を行った精神保健指定医2名等に対して、審査結果を報告する必要があるのか。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号）別添「精神医療審査会運営マニュアル」VIの2の（2）にあるとおり、措置入院者本人に対しては、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知する必要はありますが、診察を行った指定医等に対し、審査結果を報告する必要はありません。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
措置入院に関して	措置入院時の必要性に関する審査後の対応について、法第38条の3第4項において、「都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。」と規定されているが、審査会が「措置入院の必要性がなかった」と判断した場合、都道府県知事は結果に基づいて直ちに入院を解除しなければならないのか。 または、あらかじめ都道府県又は入院先の精神科病院の精神保健指定医等による診察を行う等の対応をした上で判断しても差し支えないか。	精神医療審査会において措置入院が不適切と判断された場合には、直ちに入院を解除する必要があります。
虐待防止措置に関して	障害者虐待防止法に基づく虐待認定の権限は市町村にあるが、精神科病院における虐待に関しては、精神保健福祉法に基づき都道府県にその認定権限等があるとの理解でよろしいか。	ご認識のとおりです。
虐待防止措置に関して	措置入院告知文に、虐待通報に係る連絡窓口を記載することとされたが、措置を行う都道府県と措置入院先の精神科病院が所在する都道府県が異なる場合、どちらの都道府県の窓口を掲載すべきか。	措置入院先の精神科病院が所在する都道府県の窓口を掲載してください。
虐待防止措置に関して	資料「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応流れ」にある、【構成員の例】の事案対応メンバーに「市町村」が記載されているが、具体的には、どのような事案に、市町村のどのような関わりをイメージされているのか教えてください。	被虐待者の支援として、障害福祉サービスの利用も想定されること等から、市町村の協力が必要となる場合もあると考えています。
虐待防止措置に関して	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通報の対象者の定義（退院者、入院者の家族等）の詳細を御教示いただきたい。 外部専門家について、精神保健福祉センターの精神保健指定医としてもよろしいか。また、外部の有識者（弁護士ではないが、法律の学者）は可能か。 虐待認定の判断基準（例など）を御教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 通報者の定義については、法第40条の3に規定のとおり、「障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者」です。詳細は、事務取扱要領の様式1の相談・通報・届出者の欄に例示しているのでご確認ください。 外部専門家については、都道府県等において、当該事案に対する意見を聴く者として適当と認める者としてください。詳細は、事務取扱要領の第3（2）に例示しているため、ご確認ください。 各虐待事項の例示は、事務取扱要領様式2で示しているのでご確認ください。また、虐待疑い事案の事実確認の方法等については、事務取扱要領の第4に記載のとおりです。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
虐待防止措置に関して	<p>令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2(4)において、緊急性の評価することとされているが、緊急性が高い場合の「緊急保護等」とはどのような対応を想定しているか。保護先の確保まで都道府県が行うという認識でよろしいか。 ・様式3の対応方針決定シートでは、「緊急性の判断」の中に「緊急保護」「集中的支援」「面会制限」など記載があるが、それぞれ具体的にはどのような対応を想定しているか。 ・緊急性が高い場合、警察通報等との対応との整理はされているか。 ・虐待対応ケース会議において構成員に「事案対応メンバー」として保健所や精神保健福祉センター等があげられているが、「必要な支援」とはどのような支援か。 ・虐待対応ケース会議において今後の対応方針を決定することとされているところ、通知上に規定されている対応は、精神科病院に対して行う「第6改善命令等の実施について」のみだが、都道府県として、被虐待者への対応(ケア、環境調整)をどの程度行うべきか、想定されているか。 <p>なお、上記が記載されているような、対応マニュアル(手引き)等を今後お示ししていただく予定はあるか。</p>	<p>「緊急保護等」については、例えば、都道府県が市町村等の関係機関と協力しながら、被虐待者の安全確保を最優先するために転院や施設入所等を行うこと等、「集中的支援」は転院や施設入所等を含めて今後の方策を短期間に集中して検討・実施すること等、「面会制限」は外部との接触を制限すること等を想定しています。</p> <p>事件性が疑われる場合は、適宜、警察とも連携して、対応してください。</p> <p>また、被虐待者の転院や退院後の地域における支援までを見据えた場合、被虐待者の状況を把握、共有、必要に応じて支援案の提案をいただくことを想定しておりますが、個別の状況に合わせて、必要な支援を行ってください。</p> <p>なお、手引き等については、今後、状況に応じてその要否を検討いたします。</p>
虐待防止措置に関して	<p>12月14日の通知には「医療機関の相談窓口にて虐待の相談があった際は、聴取し、その上で虐待の可能性が高いと認められる場合は、都道府県等に通報する」とあります。医療機関が虐待の可能性が高くないと判断した場合、通報しなくてもいいようにも読めるが、行政が把握しにくくなる。虐待を発見したものは通報するが義務のように法には書かれていたが、これはどう解釈したらよいか。</p>	<p>法第40条の3第1項において、虐待を発見した者は、都道府県等に通報しなければならないことが規定されており、御指摘の記載は、これを妨げる趣旨ではありません。御指摘の記載については、医療機関の相談窓口にて相談があった場合は、まずは、医療機関において、相談者のプライバシーが担保される場所にて対面又は電話等により状況を聴取し、その上で虐待の可能性が高いと認められる場合は、都道府県等に通報することを記載しているものです。</p>
虐待防止措置に関して	<p>精神障害の特性ゆえに、被害者本人が虐待の事実を覚えていないことや、意思疎通が困難な場合がある。こうした状況において、加害者が事実を否定している場合でも、職員が目撃が複数ある等、客観的に虐待の事実があると認められる場合は認定を行ってよいか。</p>	<p>基本的にはご認識のとおりと考えておりますが、事案に応じて、適切にご対応ください。</p>
虐待防止措置に関して	<p>精神科病院にかかる障害者虐待対応窓口による受付は24時間365日体制とする必要があるか。</p>	<p>事務取扱要領で示しているとおり、必ずしも、24時間365日即日対応できるよう求めておりませんので、地域の実情に応じて適切に受付できる体制を確保いただくようお願いいたします。</p>

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
虐待防止措置に関して	虐待通報受付時において、「虐待ではないと判断される場合」や「虐待の可能性が低いと考えられる場合」について、どのような事例が当たるか。	例えば、患者の不満や苦情などが想定されま す。通報受付時に受付票を作成していくな かで、虐待ではない、虐待の可能性が低いと判 断する場合も考えられます。
虐待防止措置に関して	通報に基づき、都道府県が中核市に所在する精神科病院に対して立 入検査をする場合、中核市保健所の同行を求めることとしてよい か。精神科病院に対する通常の立入検査は中核市保健所が実施して いるため、情報共有が必要である。	差し支えありません。
虐待防止措置に関して	法第38条の6及び38条の7にもとづく実地指導では、「著しく適 当でないと認められる場合」に改善計画書の提出を求め、「適当で ないと認める場合」は改善結果報告を求めることとされている。虐 待通報に係る実地指導においても、指導内容に軽重をつけることは 想定されるか。(必ずしも、改善計画書の提出を求め、その変更を 命じたり、処遇改善措置を命じなくともよいか。)	事案に応じて、適切な指導を行ってくださ い。
虐待防止措置に関して	精神保健福祉法第38条の6に基づく検査の中、現在虐待に関する 事項を確認しているが、虐待に関する事項(虐待防止取組・虐待疑 い調査)については、4月以降は、第40条5に基づいて検査をし なければならないのか。(虐待に関しては必ず40条の5で立入検 査をしなければならないのか。)	「虐待に関しては必ず40条の5で立入検査を しなければならない」というものでありませ んが、令和6年4月1日以降は、虐待通報等 に関し、報告徴収等を行う場合は、法第40 条の5の規定を根拠としていただくものと考え ています。
虐待防止措置に関して	精神科病院に介護医療院や医療療養病床等が併設されている場合が ある。これら精神科病床以外の病床における患者虐待の通報や届出 があった場合、精神保健福祉法が適用されないため、どの法令に基 づいてどの窓口や機関と連携すべきか。	精神保健福祉法が適用されない場合につい ては、医療法や障害者虐待防止法等における取 扱いに沿ってご対応をお願いします。
虐待防止措置に関して	精神科病院での虐待対応について、障害者虐待防止法に基づく対応 との関係を示していただきたい。	障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事 者等による障害者虐待を受けたと思われる障 害者を発見した者は、速やかに、これを市町 村に通報しなければならない旨が規定され ていますが、「障害者福祉施設従事者等」には 精神科病院は含まれません。 他方、改正後の精神保健福祉法第40条の3 において、精神科病院において業務従事者 による障害者虐待を受けたと思われる精神障 害者を発見した者は、速やかに、これを都 道府県に通報しなければならない旨の規 定を設けています。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
虐待防止措置に関して	虐待事案の公表について、R6年度以降に受理し、かつ、虐待認定した案件に限り公表対象になるとの理解でよろしいか。 また、R7年度中にR6年度分の案件をまとめて公表することで問題ないとの理解でよろしいか。	法第40条の7の規定に基づく公表については、令和6年度以降にされた通報等によるものを対象とすることとして差し支えありません。一方で、同条において、都道府県知事は、毎年度業務従事者による障害者虐待の状況等を公表するものとするが規定されており、各年度における公表が必要です。なお、当該公表については、障害者虐待防止法に基づく公表の取扱いにも留意しつつ、対応いただくようお願いします。
虐待防止措置に関して	虐待防止措置を行う対象として、診療所・クリニックも含まれるか。	診療所・クリニックは含まれません。
虐待防止措置に関して	精神保健福祉法「第40条の3」の障害者虐待にかかる通報等について、精神科病院への外来患者も対象に含まれるのか。 法第40条の3では、「当該精神科病院において医療を受ける精神障害者」が対象とされているため、対象者は外来を含むと解釈できるが、精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領では、「当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者」が対象とされている。 また、都道府県が行う公表について、外来患者に関するものも対象となるか。	事務取扱要領においては、虐待が懸念される対象として、主に精神科病院における入院患者を想定しています。 一方、御指摘のとおり、法第40条の3の規定を踏まえ、精神科病院の外来患者に関する通報等があった場合は、都道府県が行う公表についても、当該通報等の件数を計上してください。
虐待防止措置に関して	病院での虐待は都道府県が対応することとされているが、市町村が病院所在地として関わる業務があるか。	被虐待者の支援として、障害福祉サービスの利用も想定されること等から、市町村の協力が必要となる場合もあると考えています。個別の事案に応じ、都道府県と連携して対応をお願いします。
虐待防止措置に関して	精神保健福祉法に基づき虐待認定を行った案件について、市町村へ情報共有する義務があるか。	義務はありません。
虐待防止措置に関して	緊急を要する場合には都道府県から警察へ通報してもよいか。併せて、警察と都道府県の虐待対応における分けが具体的にあるか。	事件性が疑われる場合は、適宜、警察とも連携し、対応いただくようお願いします。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
虐待防止措置に関して	医療観察法による入院（医療観察病棟への入院や、一般の精神科病棟における鑑定入院）に係る通報・届出があった場合、精神保健福祉法に基づく対応ができないため、連携すべき窓口・機関をご教示ください	「指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見した場合の通報先について(周知)」(令和6年1月18日障精発0118第2号)において、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先については、管轄区域に応じた各厚生局の医療観察法担当部署が通報先となる旨通知しています。 なお、医療観察法に基づく鑑定入院中の精神障害者について、精神科病院において業務従事者による障害者虐待が生じた場合は、精神保健福祉法の適用対象となります。
虐待防止措置に関して	マニュアルの発出予定はあるか。	事務取扱要領が「マニュアル」に相当するものであり、当該要領に基づき対応をお願いします。
市町村の相談支援体制に関して	精神保健福祉相談員の研修会について、実施時期や場所、対象者、費用等について、より具体的な内容は定まっているか。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」(令和5年11月27日障発1127第10号)をご確認ください。実施時期や場所等の具体については実施主体となり得る都道府県又は市町村においてご検討ください。
市町村の相談支援体制に関して	市町村の相談支援体制を整備するにあたり、国の既存事業を活用することも有効とのことだが、重層的支援体制整備事業や地域自殺対策強化事業を活用することとし、当該事業の国庫補助を利用してよろしいか。	厚生労働省精神・障害保健課が所管している既存事業は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」になりますので、当該事業も市町村の相談支援体制整備にご活用いただくことも可能です。 「重層的支援体制整備事業」や「地域自殺対策強化事業」は、当課の所管事業ではありませんが、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」の議論の中で、重層的支援体制整備事業を活用し、相談支援体制を整備している実態があることが示されています。
市町村の相談支援体制に関して	精神保健福祉相談員の講習会について、講義部分の全ての科目を対象に、動画作成される予定との理解でよろしいか。	講習科目のうち講義については講義動画を作成し、今年度末から来年度にかけて順次公開する予定です。講習会を開催される際はご活用ください。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
市町村の相談支援体制に関して	どこの部署も人手不足で新たな仕事をもちたがらず、体制整備にあたって首長及び管理職の理解を得ることが困難です。 例えば、国等から各専門職を交えた複合的な相談支援チームを作成するよう、もう少し強くプッシュすることはできないでしょうか。	今般の法改正に伴い、新たな業務が生じることではありません。地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会や厚生労働審議会障害者部会報告等において示してきた厚生労働科学研究班の調査結果のとおり、既に多くの市町村が精神保健に関する相談支援を実施しています。 今回の法改正は、当該調査結果等で示された実態を法律上明らかにしたものです。 これらを前提に、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム報告書」及び「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」を庁内の体制整備の推進にご活用ください。国としても、引き続き、市町村の相談支援体制の重要性について機会を捉え、周知等していきます。
市町村の相談支援体制に関して	精神保健に関する課題を有するものについてももう少し具体的にお願いします。	説明会でお知らせしたとおり、施行規則第31条において「法第四十六条の厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。」とされています。
市町村の相談支援体制に関して	今後、精神保健福祉相談員や保健師などをはじめ、精神保健福祉相談対応の中核を担う職員の配置基準を示す予定はあるか。	「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」の第2の2に記載するとおり、必要な職員については、地域の実情に応じ、必要数配置することを求めており、具体的な基準を示す予定はありません。
入院者訪問支援事業に関して	都道府県と保健所設置市又は特別区の役割分担が不明瞭である。特別区・保健所設置市が担うべき役割や、都道府県との役割分担について詳細を示すべきではないか。	法律上の実施主体は都道府県と指定都市です。 事業の実施に当たり、都道府県又は指定都市と特別区又は保健所設置市との役割分担等については、関係自治体間で調整してください。 なお、本事業の予算補助については、別途、お示しいたします。
入院者訪問支援事業に関して	12月4日の入院者訪問支援員養成研修で事前にオンラインで受講した動画を自治体で実施する研修に使用することは可能か。	使用できるようにする予定です。
入院者訪問支援事業に関して	研修は講義5時間と演習6時間として概ねの内容が示されたが、より具体的な要件（項目や内容の必須事項）等を明確に示す予定はあるか。	本年度の国研修で使用した動画と資料を各自治体でも使用できるようにする予定です。
入院者訪問支援事業に関して	訪問支援員養成研修の講義について、厚生労働省で動画の作成をしていただけないか。	本年度国研修で使用した動画を各自治体でも使用できるようにする予定です。

	令和5年12月19日全国説明会における質問事項 (一部、精神・障害保健課で補足修正)	回答
入院者訪問支援事業 に関して	訪問支援員が聞いた支援対象者の話をどこまで病院に伝えるのかは、支援員の判断でよろしいか。	支援員には守秘義務が課せられますので（法第35条の2第3項）、患者の要望があった場合等を除き、患者の相談内容等を病院に伝えることは不適當です。
入院者訪問支援事業 に関して	今後の本事業の実施について検討するため、令和6年2月21日の研修会の対象が、次年度に病院へ訪問予定の自治体とのことであるが、検討中の自治体も対象としてほしい。	申込状況を踏まえて検討しますが、令和6年度に病院へ訪問予定の自治体を優先させていただきます。なお、令和6年度も類似の研修を想定しています。
入院者訪問支援事業 に関して	都道府県が実施しない場合は、市町村は入院者に案内しないことでよいか。	ご認識のとおりですが、都道府県においては、入院者訪問支援事業の実施を前向きにご検討ください。